

千葉市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託

企画提案募集要項

1 趣旨

平成30年6月の文化財保護法改正により、市町村による文化財の総合的な保存・活用のアクションプランである「文化財保存活用地域計画（以下、地域計画と記載）」の文化庁長官による認定等が制度化されたことを受け、本市においても地域計画の策定を予定している。次年度以降、地域計画の策定作業に着手するにあたり、本市における文化財の保存・活用に関する課題の抽出や、策定時における具体的な作業工程等の検討を行うことを目的とし、事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集する。

2 委託業務

(1) 委託業務名

千葉市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託

(2) 履行場所

千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

（千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階）

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日（金）

(5) 委託限度額

1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

3 参加資格要件

以下のすべてに該当する者。

(1) 以下のすべてに該当すること

- ・令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿（大分類）「調査・計画」に登録されている者であること。
- ・他自治体による「歴史文化基本構想」、「文化財保存活用大綱」又は「文化財保存活用地域計画」の策定に関する業務委託の受注実績（元請に限る）がある者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事業者決定日までの間に受けている者

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール

	内 容	日 程
①	募集要項公表	令和3年6月14日（月）
②	質問受付	令和3年6月14日（月）～ 令和3年6月18日（金）
③	質問回答日（HPに公開）	令和3年6月22日（火）
④	企画提案書受付	令和3年6月14日（月）～ 令和3年6月30日（水）
⑤	選定委員会開催（書類審査）	
⑥	選定結果の通知	令和3年7月中旬までに通知

(2) 企画提案参加申込み

企画提案に参加を希望する者に、下記記載の必要書類の提出を求める。

ア 提出書類

（ア）参加申込書（様式第1号）

（イ）会社概要（様式第2号）

（ウ）同種の業務実績（様式第3号）

（エ）企画提案書（様式自由。記載内容は（4）を参照）

（オ）見積書・積算内訳書（様式自由）

イ 提出期限

令和3年6月30日（水）午後5時必着 ※厳守

ウ 提出方法

持参もしくは郵送。期間外の提出は受け付けない。

（持参の場合、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで）

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

エ 提出先

〒260-8730

千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

(3) 内容に関する質問

本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期限

令和3年6月18日（金）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式第4号）を電子メールにより送付する。持参、郵送、電話・口頭での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「千葉市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託に関する質問（法人名）」とすること。

ウ 送付先

千葉市教育委員会生涯学習部文化財課 E-mail : bunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp

エ 質問に対する回答

令和3年6月22日（火）に、千葉市ホームページにて公開する。なお、質問の回答内容については、本募集要項の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書について

次に掲げる内容について企画提案書を提出すること。

ア 企画提案書（様式自由 A4判片面印刷10枚以内）

「千葉市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託仕様書」に記載の内容に沿った提案を行うこと。提案には（別紙）「評価選定基準」記載の、「評価の着眼点」と「評価基準」に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

イ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公平性を保つため、副本には社名等の参加者が特定できる文言は記載しないこと。

ウ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

5 委託業者の選定

(1) 選定方法

選定方法は選定委員会による書類審査とする。ヒアリングは実施しない。

企画提案内容の各項目について内容を審査し、選考委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考する。なお、応募者が1者であっても、審査を行う。

(2) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(3) 選定結果の通知

選定結果については、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、第1位の提案者については企業名・点数を、第1位の提案者以外の参加者については点数のみを、令和3年7月中旬までに千葉市ホームページに掲載するものとする。なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

6 契約方法

(1) 第1位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものと

する。

- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (3) 第1位の提案者が、事前に定めた最低評価基準点を下回る場合は、随意契約の対象としない。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

8 問合せ先

千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号千葉ポートサイドタワー11階

電話 043(245)5962 FAX 043(245)5993

Eメール bunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp